

# 令和6年度全国高等学校総合体育大会 長崎市実行委員会売店等運営要項

## 1 趣 旨

この要項は、令和6年度全国高等学校総合体育大会長崎県売店等設置基本方針に基づき、令和6年度全国高等学校総合体育大会長崎市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が令和6年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）ソフトテニス競技大会及びアーチェリー競技大会において会場区域内に設置する売店、展示ブース等（以下「売店等」という。）の管理、運営等について必要な事項を定めるものである。

## 2 施設等の使用許可

市実行委員会は、各競技会場区域内に売店等を設置しようとするときは、各競技会場となる施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）の使用許可を受けるものとする。

## 3 出店申請

売店等の出店を希望する者は、出店申請書（様式第1号）に関係書類（様式第2号・第3号・第4号）を添えて、市実行委員会に出店許可申請を行うものとする。

## 4 出店者の選定

市実行委員会は本要項に基づいて出店者の選定を行い、売店の設置目的、来場者のニーズ、出品品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。また、選定を行う際は、次の事項に留意することとする。

- (1) 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。
- (2) 令和6年度全国高等学校総合体育大会長崎県開催基本構想に照らし、大会の出店者としてふさわしいこと。
- (3) その他、市実行委員会が特に認めること。

## 5 出店許可

市実行委員会は、申請内容及び会場の設置スペース等を勘案し、大会運営に支障がないと認められる範囲において、設置を許可する者（以下、「出店者」という。）を選定し、出店許可書（様式第5号）を交付するものとする。

## 6 販売品目

売店において販売を認める品目は、次に掲げるものとする。ただし、(公財)全国高等学校体育連盟が契約するナショナルスポンサーによる制限を設ける場合がある。

#### (1) 食 品

原則として、売店で調理・加工を行わない次に掲げる食品で、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ、食品衛生関係法令等に基づく適切な表示がなされているもの。

##### ア パン類（調理パンを除く）・菓子類及びアイスクリーム類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、安全性が高く、衛生的に包装されたもの。

##### イ 飲料水類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りで衛生的なもの。

ただし、清涼飲料水等については(公財)全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している企業の製品に限定する場合がある。

##### ウ 土産食品

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、常温で保存性のあるもの。酒類を除く。果実類については、新鮮でカットしていないもの。

#### (2) 土産品

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。

#### (3) スポーツ用品、記念バッジ類

#### (4) その他、大会参加者、一般観覧者等にとって必要と思われるもので、高校生の大会としてふさわしいもの。

### 7 食品の販売

(1) 食品を販売する売店の出店を許可するにあたり、市実行委員会は設置場所、保管方法、取扱食品等について、出店する競技会場を所管する保健所と協議するものとする。

(2) 食品衛生関係法令等により、営業許可等を必要とする出店者にあつては、直ちに管轄の保健所に申請し、その許可証等の写しを市実行委員会へ提出するとともに、売店にはその許可証を掲示しなければならない。

(3) 食品の販売における食品衛生対策については、令和6年度全国高等学校総合体育大会長崎県食品衛生対策実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。

(4) 市実行委員会は、食品を販売する売店に対し出店を許可したときは、実施要領に規

定する計画書を大会開催の2か月前までに、管轄の保健所に提出するものとする。

(それ以降に追加・変更した場合には、速やかに提出する。)

(5) 食中毒等、販売した食品に起因する事項等が発生した場合は、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うこと。

## 8 出店の場所及び規模

市実行委員会が指定する場所・規模とする。

## 9 出店の期間

出店の期間は、市実行委員会が指定する期間とし、原則、期間中の途中開設及び途中閉店を認めない。ただし、悪天候その他やむを得ない事情の場合はこの限りでない。

## 10 出店の方法

市実行委員会が指定する方法とする。

## 11 経費負担

売店等の設置、運営、警備及び撤去等に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。

## 12 出店料

(1) 市実行委員会から売店等出店の許可を受けた出店者は、別に定める出店料を所定の期日までに市実行委員会に支払うものとする。ただし、市実行委員会が特に認めた場合についてはこの限りでない。

(2) 出店者は、指定した期日までに出店料を別途指定した口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は、出店者の負担とする。

(3) 出店者が、出店許可を受けた後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合は、市実行委員会は出店者に、出店料を返還しないものとする。

## 13 遵守事項

出店者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。

(2) 売店等には、市実行委員会から交付される出店許可書(様式第5号)を掲示すること。

- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み、拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- (7) 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生した廃棄物は、当日中に出店者において処分し、常に環境美化に努めること。
- (8) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- (9) 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (10) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
- (11) 出店者および従業員が次のいずれにも該当しておらず、また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 出店者、従業員若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (12) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、市実行委員会の指示に従うこと。
- (13) 競技会場の付帯施設（電源等）の使用は原則として認めない。
- (14) 商品及びテントは、出店者の責任において管理すること。
- (15) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (16) 天災等により発生した損害については補償を一切行わない。
- (17) 市実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。
- (18) 火気器具（発電機、こんろ等）を使用する場合は、出店申請の際に、露店等の開設届出書を提出し、使用場所付近に消火器（住宅用消火器及びエアゾール式簡易消火

器具は不可)を準備すること。

#### 14 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上支障が生じる恐れがあると認められるときは、出店許可を取り消すことができる。この場合、市実行委員会は出店者に出店料を返還しないものとする。ただし、出店者の責めに帰さない理由により出店許可が取り消された場合はこの限りでない。

#### 15 損害賠償

出店者（従業員を含む。）は、施設等又は第三者に損害を加えた場合は、その損害賠償の責任を負うものとする。

#### 16 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、市実行委員会の検査を受けなければならない。

#### 17 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切その責を負わない。

#### 18 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、市実行委員会が別に定める。

#### 附 則

この要項は、令和6年4月17日から施行する。